

熊本県有明海区漁業調整委員会

第 5 1 4 回議事録

令和4年（2022年）10月13日開催

第514回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和4年（2022年）10月13日（木） 午後3時30分から

開催場所 水前寺共済会館グレース 2階 鳳凰

出席者

（出席委員）橋本孝 吉本勢治 木山義人 浜口多美雄 西川幸一 平山泉
小森田智大 八塚夏樹 佐小田眞智子

（欠席委員） 藤森隆美

（水産振興課）課長補佐 鮫島守 主幹 木村武志 主幹 菅野隆一郎

（事務局）事務局長 宮本政秀 主幹 岡田丘 参事 篠崎貴史

参事 郡司掛博昭 技師 直江留美

議 事

（1）議題

議 題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）

第2号議案

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県
海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について（協議）

第3号議案

第15次漁業権切替に関する漁場計画策定方針について（照会）

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第514回熊本有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、10名中9名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

事務局

次に、資料の確認をさせていただきます。

「第514回熊本有明海区漁業調整委員会次第」という資料と「漁業関係法令集」という冊子を各1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

議長

それでは、橋本会長お願いします。

改めて、皆さんこんにちは。

本日は、第3号議案まで上程されております。慎重審議をお願い致します。

それでは、ただ今から第514回熊本有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は西川委員と小森田委員をお願いいたします。

また、議事録作成後は、漁業法第145条第4項の規定により、熊本県のホームページに掲載し、公表することとします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

それでは議事に入りたいと思います。

議題の第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。制限措置とは、漁業種類、漁業時期、操業区域などを総称した用語です。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、許可する隻数等を内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料2ページから17ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。説明するスライドをこちらの番号でお示し致しますので、スライドを表示しているスクリーン又はお手元の法令集の見やすい方をご覧ください。

まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。新たに

漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、くちぞこ刺し網漁業、かに網漁業、筒漁業、たこつぼ漁業です。許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった漁業は、大目流し網漁業、小目流し網漁業、その他のかご漁業です。

最初に新規の許可についてご説明します。まず、くちぞこ刺し網漁業についてです。法令集の上から1枚目の裏面の3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。くちぞこ刺し網漁業では、スライド3番の図のような漁具を潮流と平行に漁具を海底に固定して設置し、あかしたびらめやくろしたびらめ等を漁獲します。今回、公示する漁業時期の制限措置は周年となっています。操業区域は、スライド4番の参考図に緑色で色付けしている有共第15号共同漁業権漁場内と青色で色付けしている有共第21号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料2ページに記載のとおりとなっています。くちぞこ刺し網漁業については、以上です。

次にかに網漁業についてです。スライドは、5番と6番です。スライド5番の図のような漁具を海底に固定し、がざみやいしがにを漁獲します。漁期は、5月から11月までとなっており、有明海、不知火海で操業されています。今回、公示を予定している操業区域は、スライド6番の参考図に赤色で色付けしている有共第7号共同漁業権漁場と青色で色付けしている有共第21号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は3隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料3ページに記載のとおりとなっています。熊本有明海においてくちぞこ刺し網漁業の許可を取得している者が、かに網漁業の許可を取得しようする場合には、くちぞこ刺し網漁業の漁業時期を変更する規定がございますので、該当する申請がありましたら漁業時期を変更していただくこととしております。かに網漁業については、以上です。

次に筒漁業についてです。スライドは、7番と8番です。スライド7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。スライド7番の左の図のように、入った魚が出にくくするための返しを付けた円筒型の漁具を右下の図のように設置し、あなごやうなぎを漁獲します。漁業時期は周年となっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド8番の参考図に緑で色付けしている有共第8号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料4ペ

ージに記載のとおりとなっています。筒漁業については、以上です。

新規の許可としては最後になりますが、たこつぼ漁業です。スライドは、9番に漁法を10番に操業区域や隻数を示しています。スライド9番の右の図のような素焼きの壺を海底に設置して、たこを漁獲します。漁業時期は周年となっております。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド10番の参考図に緑色で色付けしている有共第8号共同漁業権漁場内となっています。許可予定の隻数は1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料5ページに記載のとおりとなっています。たこつぼ漁業については、以上です。

次に許可の有効期間満了に伴う許可についてご説明します。

まず、大目流し網漁業です。スライドは、11番に漁法を12番に操業区域や隻数を示しています。スライド11番の図のような漁具を潮流を横切るように設置し、さわら、まながつお、たい等を漁獲します。漁業時期は周年となっています。今回、操業区域や漁業を営む者の資格の異なる22種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、参考図に色付けしている共同漁業権漁場を組み合わせた区域となっており、許可予定の隻数は合計101隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料6ページから10ページまでに記載のとおりとなっています。大目流し網漁業については、以上です。

次に、小目流し網漁業です。スライドは、13番に漁法を14番に操業区域や隻数を示しています。先ほどの大目流し網漁業と同様、図のような漁具を潮流を横切るように設置しますが、網目の大きさが5センチメートル未満に制限されています。主に、きす、さより等を漁獲します。漁業時期は周年となっています。今回、操業区域の異なる12種類の制限措置の公示を予定しています。許可予定の隻数は合計36隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料12ページから14ページまでに記載のとおりとなっています。小目流し網漁業については、以上です。

最後になりますがその他のかご漁業です。スライドは、15番に漁法を16番に操業区域や隻数を示しています。スライド15番の図のようなかごを設置し、漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は3月から11月までとなっております。今回、操業区域や漁業を営む者の資格の異なる14種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、参考図

に色付けしている共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は36隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料15ページから17ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については、以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライド17番をご覧ください。新規の許可の申請期間は、令和4年（2022年）10月26日から11月2日までとしています。許可の有効期間満了に伴う許可の申請期間は、小目流し網漁業が令和4年（2022年）10月14日から10月17日まで、大目流し網漁業が令和4年（2022年）10月26日から11月8日まで、その他のかご漁業が令和4年（2022年）10月26日から11月15日までを予定しています。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

意見なしの声

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。

議長

次に、議題の第2号議案「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局です。

委員会事務局でございます。

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について御説明いたします。

資料18ページをご覧ください。

令和4年（2022年）9月9日付け4県連海第7号により長崎県連合海区漁業調整委員会事務局長より、令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について照会がありました。

このことにつきましては、令和4年（2022年）8月29日に開催しました第513回の本委員会に置きまして、令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に提出する本県の提案議題について、御審議いただき4つの議題を御承認いただき提出させていただいたところです。

今回、九州ブロック会議を担当する長崎県連合海区漁業調整委員会事務局長より、各県から提出された提案議題に対する意見照会がありましたので、御審議頂くものです。

資料19ページをご覧ください。

各県から提出された提案議題の一覧表を示しております。

本県以外の7県から19の提案議題が提出されています。

本委員会において全ての提案議題について御審議いただくと時間が掛かります。

新型コロナウイルス感染防止を考慮し、委員会の進行を速やかに進行するため、令和4年（2022年）9月30日付け熊漁調連第3号により、事前に資料を送付させていただいたところです。

本日までに、委員の皆様から各県の提案議題に対する御意見はありませんでしたので、各県の提案議題については賛同する旨の意見を回答することとしております。なお、天草不知火海区漁業調整委員会の佐々木委員からスタンドアップパドルボード、通称をSUP（サップ）といいます。このSUPを使用したSUPフィッシングがブームになりつつあり、沖合でのフィッシングも目立つようになりました。漁船から見えづらいため、事故になる恐れがあり、規制が必要です、との意見をいただきました。今回の意見照会につきましては、各県への提案議題に対する意見照会となりますので、次年度の本県からの提案議題に反映させていただきたいと思えます。

資料20ページ以降をご覧ください。

各県からの提案議題の一番下の段に回答案を示しています。

なお、今後の流れにつきましては、本委員会で御審議いただいた結果を九州ブロック会議の担当県である長崎県連合海区の事務局に回答します。

長崎県連合海区の事務局は、九州各県の意見を集約し、令和4年1

0月27日に長崎県長崎市で開催予定の令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議において審議されます。九州ブロック会議には、本県の代表として熊本県連合海区漁業調整委員会の江口会長に御出席いただく予定としております。審議後、全国海区漁業調整委員会連合会の会長県である静岡県に提出され、会長県が要望書として取りまとめ、来年5月頃に開催される全国海区漁業調整委員会連合会の総会に諮られます。

その要望書をもって、同年7月に役員県が、関係省庁に要望活動を行うことになります。事務局からの報告は以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

ありませんか。

議長

ないようですので、第2号議案「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について」は、第2号議案については、事務局が示した案のとおり回答してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第2号議案については、事務局が示した案のとおり九州ブロック会議の担当県に回答することとします。

続いて、第3号議案「第15次漁業権切替に関する漁場計画策定方針について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課でございます。よろしくお願いいたします。第3号議案、第15次漁業権切替に係る漁場計画策定方針について照会をさせていただきますページは56ページからなります。よろしくお願いいたします。着座にて御説明させていただきます。

現在、熊本県内の漁業権免許は共同漁業権、定置漁業、区画漁業権合わせて480件あります。これらの全ての漁業権が、令和5年8月31日をもって期間が満了いたします。令和5年9月以降、新たな漁業権を免許するにあたり、漁業法第62条に基づき、漁業権の免許の

全体計画となる海区漁場計画を策定する必要がありまして、今回、海区漁場計画の策定方針について委員会に御照会させていただきます。ここでまずですね、漁業権制度や海区漁場計画等について水産庁の資料を用いて説明をさせていただきます。法令集のですね黄色い付箋部分をご確認ください。前にもスライド打ち出しておりますのでいずれかでご確認をお願いいたします。

まず、海面利用制度、漁業権制度の体系について御説明をさせていただきます。漁業権制度とは都道府県知事の免許を受けて、一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利を取得する制度になります。漁業権は漁場ではなく、漁業を排他的に営む権利であります。漁業権の種類なんですが、まず1番目に共同漁業権、2番目に区画漁業権、3番目に定置漁業権と、この三つに大別されます。下に図と表で説明しておりますが、共同漁業権こちらはですね、あさりとか海藻類とか、漁場の地元の業者が共同で利用して、漁業を営む権利であります。これが免許の存続期間が10年になります。2番目の区画漁業権、これは漁業種類によって存続期間が5年または10年になりますが、一定の区域において養殖業を営む権利です。例示をさせていただきますと、ひび立養殖これは海苔とかです。あとは藻類の養殖、あとは垂下式のホタテ貝とか、カキの養殖、これは後ほど説明させていただきますが、第一種区画漁業権というものになります。真ん中の上の方に築堤式養殖とありますが、こちらはクルマエビとかの養殖になりまして、これは第2種区画漁業権になります。また一番右側の小割式養殖、これは魚類を中心としたものなんですが、これについては第一種区画漁業権になります。一番下の定置漁業権、こちら存続期間5年なんです。大型定置網の設置水深が原則27m以上の定置、大型定置網につきましては定置漁業権に基づいて、免許を設定させていただきます。今回の漁業権切替は、平成30年に漁業法が改正されて、令和2年12月に施行された、改正後初めての切替で、今回全ての漁業権が切替の対象となります。

次のページをお願いいたします。次が免許までのプロセスをまとめたものになります。まず最初に漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先しつつ、水面の総合的な利用を推進し、漁業生産力を発展させるという観点から、最も適切な海区漁場計画を策定します。海区漁場計画の策定の流れが左の下のフロー図になります。まず関係者の要望や漁場条件の調査をして、それで海区漁場計画の案を作成します。その間にですね右側に書いておりますよう

に、利害関係人の意見聴取というものが新たに規定をされております。利害関係人の聴取後、漁場計画案を作成させていただき、海区委員会の方に諮問答申、海区漁場計画の公示で、その後免許の申請で免許の申請があったものについて再び海区委員会の方に諮問答申をさせていただいて免許といった流れになります。次のページお願いいたします。

こちらはですね熊本県内における海面漁業権の免許の状況になります。先ほど御説明させていただきました1番の共同漁業権、2番の区画漁業権、3番の定置漁業権がございます。

まず共同漁業権から御説明をさせていただきます。免許存続期間は10年で現在43件免許が出ております。次のページをめくっていただいて、熊本県共同漁業権連絡図というのがあります。こちらに区域が設定されてると思いますが、それぞれの区域が共同漁業権の漁場になります。有明海区で21件、天草不知火海区で22件、合計43件免許されている状況でございます。第一種共同漁業権、こちらについては定着性の水産動植物を採捕する漁業でございます。あさり漁業、はまぐり漁業、たこ漁業、ひじき漁業等があります。定着性の水産動植物を採捕する漁業になります。第二種第三種共同漁業権についてですが、第二種については小型の定置網漁業、第三種としては地曳網漁業が該当いたします。

区画漁業権につきましては、免許の存続期間は5年または10年で合計437件免許されております。代表的なものは魚類小割式養殖業、のりひび建て養殖業、のり浮き流し養殖業、真珠養殖業こちらは存続期間が10年になる免許になります。その他、かき類養殖業などがございます。第二種区画漁業権、こちらについては存続期間が10年になりますが、くるまえば養殖業とかに養殖業があります。また第三種区画漁業、第一種と第二種以外の漁業になりますが、こちらについてはあさり・はまぐりの養殖業があり、こちらは地撒き式の養殖になります。3番目の定置漁業権につきましては、存続期間は5年ですが、現在2件の免許が出ております。

再度、資料56ページをお願いいたします。漁業権免許に係る手続き第15次漁業権免許切替、こちらが具体的なスケジュールになります。まず漁場計画策定方針なんです、今回、漁場計画策定方針の案を作成させていただき、2段目の漁場計画策定方針案の委員会の照会を令和4年10月に行っております。その後、漁場計画策定方針を決定しまして、漁場計画を実際に作るための準備がかかりますが、関係

者への説明会、ヒアリング、そして海区場計画策定願、どのような計画の要望があるかの策定願いを提出、取りまとめし、令和5年の2月から3月に漁場計画の原案を作成します。その際、関係機関、漁港管理者とか、河川管理者との協議や利害関係人の意見を聴取した後、委員会への諮問を令和5年4月に予定しております。その後、公聴会、委員会答申を経て、令和5年の5月31日に海区漁場計画の決定をし、公示する予定としております。その後、免許の申請の手続きに入りますが、申請の手続きについては、令和5年の2月に説明会を実施し、令和5年6月から7月に免許申請と併せて漁業権行使規則の申請を受け付け、免許の適格性の審査を行った後、委員会諮問答申していただいた後、令和5年9月1日に免許、行使規則の認可といったスケジュールを予定しております。

次に57ページをお願いいたします。第15次漁業権切替に関する海区漁場計画策定方針案について御説明をさせていただきます。ここからは個別の漁業種類に関する方針の説明となりますので、法令集の3枚目に添付してあります熊本県における海面の漁業権の免許状況もあわせてご確認いただければと思います。第1に総括ですが、こちらについては読み上げさせていただきます。海区漁場計画は、漁業法第62条に基づき、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、水面の漁業生産力を発展させるものであって、当該漁業の免許をしても漁業調整、その他公益に支障を及ぼさないと認められるものについて策定する。海区漁場計画の策定に当たっては、海区漁業調整委員会と連携を保ちながら、熊本県水産基本計画の趣旨を踏まえ、最近の水産情勢を基に次回切替までの期間の漁業の見通しについて、考慮するものとするさせていただきます。ポイントになりますのが※1で書いております。漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるものに付いてが海区漁場計画を策定する際のポイントになります。読み上げさせていただきます水産資源の保存および管理や漁場の使用に関する紛争の防止のために行われる必要な調整について、既に漁業を営む者の操業に支障を及ぼさないよう、各種漁業関係者の同意や了解が得られており、この部分が漁業調整になります。またここからがその他公益の部分で漁業の免許を排斥する要因、船舶の航行停泊および係留、水底電線の敷設、土地収用法もしくは土地収用法に関する特別法により、土地を収用し、又は使用することができる事業に対して支障とならないものとさせていただきます。

次に、第2、策定方針について御説明をさせていただきます。まず共同漁業権からなんですが、漁場の区域について、こちらは漁業生産、管理等の理由に漁場区域の変更の可能性があるため漁場の利用及び管理の実態に基づいて定めるものとしております。2番目、関係地区について、こちらについては関係地区とは、余剰が属する地区で、当該地区の漁業者が球場を利用します。10年前の第13次漁業権切替漁場計画の関係地区と、同じ考え方で行うとしております。3番、漁業の種類アが第一種共同漁業権、イが第二種及び第三種共同漁業権になりますが、こちらについては現在免許している漁場計画の考え方と変更ございません。

次のページをお願いいたします。次に区画漁業権について御説明をさせていただきます。ア、魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業除く)、イ、くろまぐろ小割式養殖業、こちらについては現在の漁場計画の考え方と変更ございません。ウ、複合養殖についてですが複合養殖について補足説明を加えております。※2の部分になりますが、機動的な養殖経営の実現を図るため、2種以上の養殖対象を一つの漁業権とする養殖。具体的に言いますと、魚類と海藻類の養殖。藻類とあわびの養殖などがあります。次にのり支柱式養殖業、こちらについては、養殖実態を適切に表現するためのりひび建て養殖とさせていただいておりましたが、今回、のり支柱式養殖業に名称変更をしております。のり浮流し養殖業も含めて、現在の免許の更新の考え方と変更ございません。

次のページをお願いいたします。カ、真珠養殖業、こちらは存続期間が10年となります個別漁業権と言われる個人や法人に対して免許する漁業種類になりますが、考え方については変更ございません。キ、真珠貝垂下式養殖業、ク、かき類養殖業、ケ、その他の養殖業についても現在の免許の考え方と変更ございません。注1と注2ですが、注1については魚類養殖業と真珠及び真珠貝垂下式養殖業とひおうぎ垂下式養殖業との漁場の区域について記載しておりまして、こちらについては区域の間隔としては200メートル以上とすることで変更ございません。注2、のり支柱式養殖業とのり浮流し養殖業の漁場区域について、両者の漁場の間隔は2000メートルを基本とする。これにつきましても変更ございません。

(2) 第二種区画養殖業くるまえば養殖業、かに養殖業等、こちらについては真珠養殖業と同様に存続期間10年の個別の経営者免許になります。考え方については変更ございません。

(3) 第三種区画漁業(あさり養殖業を除く貝類養殖業)、こちら、あさり養殖業は(4)で述べるため、今回除外をしております。漁場の有効利用を図り、計画的集約的な管理および収穫が行われるものであって、漁業調整のついたものについて海区漁場計画を策定する。ただし、既存漁場であっても行使実態のないものは、海区漁場計画を策定しないとさせていただきます。

(4) あさり養殖業、あさりの養殖業の方針については今回新たに記載をしております。第一種区画漁業であって養殖用種苗に県内産を用いるもの限り、漁業調整のついたものについて海区漁場計画を策定する。既存の第三種区画漁業で行使実態があるものについては、漁場の有効利用を図り、計画的集約的な管理および収穫が行われるものであって、漁業調整がついたものについて海区漁場計画を策定する。

既存の第三種区画漁業で、行使実態のないものは海区漁場計画を策定しないとさせていただきます。3番の定置漁業権については、現在の免許の方針の考え方と変更ございません。第3その他、についてですが、海区漁場計画策定にあたっては、水産庁長官通知海区漁場計画の策定等について、これは国からの技術的助言になりますがこれらをはじめとして関係官庁からの指導等を留意の上、策定するものとするさせていただきます。説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

平山委員

平山でございます。今回、あさり養殖業を特出しされたということで、これは漁場計画自体をあさり養殖業として計画を策定されることになるのでしょうか？

水産振興課

漁場計画といたしましては、第一種区画漁業もしくは行使実態がある場合は第三種区画漁業といった形になることとしております。

平山委員

はい、ありがとうございました。

議長

他にございませんか。

木山委員

のり養殖の関係についてですね、長年やってきているんですけれど

も、この名称が変更されるってことでありますけれど、今までですね、こののりひび建て養殖業ですか、これが今後、のり支柱式養殖業ということで名称変更になることでご説明がありましたけども、理由は何なんだろうかね。

水産振興課

こちらにつきましては、変更の理由といたしましては、実際に支柱式で行使されているということもございまして、実態に即した名称ということで、今回、支柱式養殖に変更させていただいた次第です。以上です。

議長

他にございませんか。

議長

他にないようですので、第3号議案「第15次漁業権切替に関する漁場計画策定方針について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは意義ない旨回答いたします。
本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員

意見なしの声

議長

事務局からはありませんか。

事務局

ありません。

議長

なければ、これをもちまして第514回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。